

○経済産業省令第六十二号  
計量法（平成四年法律第五十一号）及び計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、計量法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和六年九月二十日  
計量法施行規則等の一部を改正する省令  
（計量法施行規則の一部改正）  
第一条 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			
別表第一（第五条、第十三条関係）			
一～六	事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
略	略	略	略
七	略	略	一 次に掲げるイ又はロの設備 イ 基準ガラス製温度計 ロ 体温計用基準電気式温度計
略	略	略	二 略
八	略	略	略
九～二十五	略	略	略
二十六	略	略	次のいずれかの設備
二十七	略	略	一・二 略
略	略	略	三 基準電気式圧力計
二十八～四十	略	略	略
六	略	略	略
改 正 前			
別表第一（第五条、第十三条関係）			
一～六	事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
略	略	略	略
七	略	略	一 基準ガラス製温度計 [新設]
略	略	略	二 [新設]
八	略	略	略
九～二十五	略	略	略
二十六	略	略	次のいずれかの設備
二十七	略	略	一・二 [新設]
略	略	略	[新設]
二十八～四十	略	略	略
六	略	略	略

備考 表中の「」は注記である。

(基準器検査規則の一部改正)  
第二条 基準器検査規則(平成五年通商産業省令第七十二号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条―第五条)

第二節 申請等(第六条―第八条)

第三節 基準器検査の合格条件(第九条―第十八条)

第四節 基準器検査証印(第十九条―第二十二条)

第五節 雑則(第二十三条―第二十八条の二)

第二章 長さ基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 基準巻尺(第二十九条―第三十四条)

第二款 タクシメーター装置検査用基準器(第三十五条―第三十八条)

第三節 検査方法

第一款 基準巻尺(第四十条―第四十四条)

第二款 タクシメーター装置検査用基準器(第四十五条―第四十七条)

第三章 質量基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 通則(第四十八条―第六十六条)

第二款 基準天びん等(第六十七条―第七十五条)

第三款 基準台手動はかり(第七十六条―第八十二条)

第四款 基準分銅(第八十三条―第九十条)

第二節 基準器公差(第九十一条)

第三節 検査方法

第一款 通則(第九十二条―第九十八条)

第二款 基準天びん(第九十九条―第一百二条)

第三款 基準台手動はかり(第一百三十三条―第九九条)

第四款 基準分銅(第一百十条)

第四章 温度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 基準ガラス製温度計(第一百十一条―第一百六条)

第二款 体温計用基準電気式温度計(第一百七七条―第三百三十条)

第二節 基準器公差(第三百三十一条―第三百三十三条の二)

第三節 検査方法

第一款 基準ガラス製温度計(第三百三十四条―第四百七条)  
第二款 体温計用基準電気式温度計(第四百四十七条の二・第四百四十七条の三)

改 正 前

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条―第五条)

第二節 申請等(第六条―第八条)

第三節 基準器検査の合格条件(第九条―第十八条)

第四節 基準器検査証印(第十九条―第二十二条)

第五節 雑則(第二十三条―第二十八条の二)

第二章 長さ基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 基準巻尺(第二十九条―第三十四条)

第二款 タクシメーター装置検査用基準器(第三十五条―第三十八条)

第三節 検査方法

第一款 基準巻尺(第四十条―第四十四条)

第二款 タクシメーター装置検査用基準器(第四十五条―第四十七条)

第三章 質量基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 通則(第四十八条―第六十六条)

第二款 基準天びん等(第六十七条―第七十五条)

第三款 基準台手動はかり(第七十六条―第八十二条)

第四款 基準分銅(第八十三条―第九十条)

第二節 基準器公差(第九十一条)

第三節 検査方法

第一款 通則(第九十二条―第九十八条)

第二款 基準天びん(第九十九条―第一百二条)

第三款 基準台手動はかり(第一百三十三条―第一百九条)

第四章 温度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 通則(第一百十一条―第一百六条)

第二款 基準ガラス製温度計(第一百七七条―第三百三十条)

第二節 基準器公差(第三百三十一条―第三百三十三条)

第三節 検査方法(第三百三十四条―第四百七条)

[新設]

(傍線部分は改正部分)

第五章 面積基準器

第一節 構造に係る技術上の基準(第百四十八条―第百五十条)

第二節 基準器公差(第百五十一条)

第三節 検査方法(第百五十二条―第百五十四条)

第六章 体積基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 基準フラスコ等(第百五十五条―第百六十二条)

第二款 基準ガスメーター(第百六十三条―第百八十二条)

第三款 基準水道メーター(第百八十三条―第百九十一条)

第四款 基準燃料油メーター(第百九十二条―第百九十二条)

第五款 基準タンク(第百九十二条―第百九十五条)

第六款 基準体積管(第百九十六条―第百九十六条)

第二節 基準器公差(第百二十七条)

第三節 検査方法

第一款 基準フラスコ等(第百二十八条―第百三十三条)

第二款 基準ガスメーター(第百三十四条―第百四十二条)

第三款 基準水道メーター(第百四十三条―第百四十七条)

第四款 基準燃料油メーター(第百四十八条―第百五十三条)

第五款 基準タンク(第百五十四条―第百五十七条)

第六款 基準体積管(第百五十八条―第百六十一条)

第七章 密度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 通則(第百六十二条―第百七十一条)

第二款 基準密度浮ひょう(第百七十二条―第百七十三条)

第三款 液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計(第百七十四条―第百七十八条)

第二節 基準器公差(第百七十九条―第百八十条)

第三節 検査方法(第百八十一条―第百八十七条)

第八章 圧力基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 基準液柱型圧力計(第百八十八条―第百九十六条)

第二款 基準重錘型圧力計(第百九十七条―第百九十九条)

第三款 基準電気式圧力計(第百九十九条の二・第百九十九条の三)

第四款 血圧計用基準圧力計(第百九十九条の四・第百九十九条の五)

第二節 基準器公差(第百三十条―第百三十一条の三)

第三節 検査方法

第一款 通則(第百三十二条)

第二款 基準液柱型圧力計(第百三十三条・第百三十四条)

第三款 基準重錘型圧力計(第百三十五条―第百三十七条)

第四款 基準電気式圧力計(第百三十七条の二・第百三十七条の三)

第五款 血圧計用基準圧力計(第百三十七条の四・第百三十七条の五)

第五章 面積基準器

第一節 構造に係る技術上の基準(第百四十八条―第百五十条)

第二節 基準器公差(第百五十一条)

第三節 検査方法(第百五十二条―第百五十四条)

第六章 体積基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 基準フラスコ等(第百五十五条―第百六十二条)

第二款 基準ガスメーター(第百六十三条―第百八十二条)

第三款 基準水道メーター(第百八十三条―第百九十一条)

第四款 基準燃料油メーター(第百九十二条―第百九十二条)

第五款 基準タンク(第百九十二条―第百九十五条)

第六款 基準体積管(第百九十六条―第百九十六条)

第二節 基準器公差(第百二十七条)

第三節 検査方法

第一款 基準フラスコ等(第百二十八条―第百三十三条)

第二款 基準ガスメーター(第百三十四条―第百四十二条)

第三款 基準水道メーター(第百四十三条―第百四十七条)

第四款 基準燃料油メーター(第百四十八条―第百五十三条)

第五款 基準タンク(第百五十四条―第百五十七条)

第六款 基準体積管(第百五十八条―第百六十一条)

第七章 密度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 通則(第百六十二条―第百七十一条)

第二款 基準密度浮ひょう(第百七十二条―第百七十三条)

第三款 液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計(第百七十四条―第百七十八条)

第二節 基準器公差(第百七十九条―第百八十条)

第三節 検査方法(第百八十一条―第百八十七条)

第八章 圧力基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 基準液柱型圧力計(第百八十八条―第百九十六条)

第二款 基準重錘型圧力計(第百九十七条―第百九十九条)

第三款 基準電気式圧力計(第百九十九条の二・第百九十九条の三)

第四款 血圧計用基準圧力計(第百九十九条の四・第百九十九条の五)

第二節 基準器公差(第百三十条―第百三十一条の二)

第三節 検査方法

第一款 通則(第百三十二条)

第二款 基準液柱型圧力計(第百三十三条・第百三十四条)

第三款 基準重錘型圧力計(第百三十五条―第百三十七条)

第四款 血圧計用基準圧力計(第百三十七条の二・第百三十七条の三)

[新設]

第九章 削除  
第十章 電気基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

- 第一款 基準電流計等(第三百三十条―第三百三十五条)
- 第二款 基準電圧発生器(第三百三十六条―第三百三十八条)
- 第三款 基準抵抗器(第三百三十九条―第三百四十三条)
- 第四款 基準電力量計(第三百四十四条―第三百五十一条)
- 第二款 基準器公差(第三百五十二条)
- 第三款 検査方法

第十一章 照度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準(第三百七十六条―第三百七十八条)

- 第一款 基準電流計等(第三百五十三条―第三百五十九条)
- 第二款 基準電圧発生器(第三百六十条―第三百六十二条)
- 第三款 基準抵抗器(第三百六十三条―第三百六十六条)
- 第四款 基準電力量計(第三百六十七条―第三百七十五条)

第十二章 騒音基準器

第一節 構造に係る技術上の基準(第三百八十一条―第三百八十三条)

- 第一款 基準器公差(第三百八十四条)
- 第二款 検査方法(第三百八十五条―第三百八十八条)

第十三章 振動基準器

第一節 構造に係る技術上の基準(第三百八十九条―第三百九十二条)

- 第一款 基準器公差(第三百九十三条)
- 第二款 検査方法(第三百九十四条・第三百九十五条)

第十四章 濃度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準(第三百九十六条―第四百六条)

- 第一款 通則(第四百五条―第四百二十四条)
- 第二款 基準比重浮ひよう(第四百二十五条)
- 第三款 基準重ボーム度浮ひよう(第四百二十六条)

第二節 基準器公差(第四百二十七条・第四百二十八条)

- 第一款 検査方法(第四百二十九条―第四百三十四条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(基準器の種類)

第四条 基準器の種類は、次のとおりとする。

一・二 [略]

第九章 削除  
第十章 電気基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

- 第一款 基準電流計等(第三百三十条―第三百三十五条)
- 第二款 基準電圧発生器(第三百三十六条―第三百三十八条)
- 第三款 基準抵抗器(第三百三十九条―第三百四十三条)
- 第四款 基準電力量計(第三百四十四条―第三百五十一条)
- 第二款 基準器公差(第三百五十二条)
- 第三款 検査方法

第十一章 照度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準(第三百七十六条―第三百七十八条)

- 第一款 基準電流計等(第三百五十三条―第三百五十九条)
- 第二款 基準電圧発生器(第三百六十条―第三百六十二条)
- 第三款 基準抵抗器(第三百六十三条―第三百六十六条)
- 第四款 基準電力量計(第三百六十七条―第三百七十五条)

第十二章 騒音基準器

第一節 構造に係る技術上の基準(第三百八十一条―第三百八十三条)

- 第一款 基準器公差(第三百八十四条)
- 第二款 検査方法(第三百八十五条―第三百八十八条)

第十三章 振動基準器

第一節 構造に係る技術上の基準(第三百八十九条―第三百九十二条)

- 第一款 基準器公差(第三百九十三条)
- 第二款 検査方法(第三百九十四条・第三百九十五条)

第十四章 濃度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準(第三百九十六条―第四百六条)

- 第一款 通則(第四百五条―第四百二十四条)
- 第二款 基準比重浮ひよう(第四百二十五条)
- 第三款 基準重ボーム度浮ひよう(第四百二十六条)

第二節 基準器公差(第四百二十七条・第四百二十八条)

- 第一款 検査方法(第四百二十九条―第四百三十四条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(基準器の種類)

第四条 基準器の種類は、次のとおりとする。

一・二 [略]

三 温度基準器	イ [略]	
四 体温計用基準電気式温度計	ロ [略]	
四 圧力基準器	イ・ロ [略]	
八 基準電気式圧力計	イ [略]	
二 [略]		
八 十四 [略]		
(基準器検査証印を付する部分)		
第二十条 基準器検査証印を付する基準器の部分は、次のとおりとする。		
一・二 [略]		
三 温度基準器については、次の部分		
イ 基準ガラス製温度計については、上端付近		
ロ 体温計用基準電気式温度計については、本体の見やすい箇所		
四 六 [略]		
七 圧力基準器については、次の部分		
イ・ロ [略]		
八 基準電気式圧力計及び血圧計用基準圧力計については、本体の見やすい箇所		
八 十 [略]		
二・三 [略]		
(基準器検査証印の有効期間)		
第二十一条 法第百四条第二項の経済産業省令で定める基準器検査証印の有効期間は、次の表の上欄に掲げる基準器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		
基準器の種類	有効期間	
一・二 [略]	[略]	
三 温度基準器	[削る]	
イ 基準ガラス製温度計	五年	
ロ 体温計用基準電気式温度計	三年	
四 六 [略]	[略]	
七 圧力基準器		
イ [略]	[略]	
ロ 基準電気式圧力計及び血圧計用基準圧力計	三年	
八 十二 [略]	[略]	

三 温度基準器	イ [略]	
四 体温計用基準電気式温度計	[新設]	
四 圧力基準器	イ・ロ [略]	
八 基準電気式圧力計	[新設]	
二 [略]		
八 十四 [略]		
(基準器検査証印を付する部分)		
第二十条 基準器検査証印を付する基準器の部分は、次のとおりとする。		
一・二 [略]		
三 温度基準器については、上端付近		
[新設]		
[新設]		
四 六 [略]		
七 圧力基準器については、次の部分		
イ・ロ [略]		
八 血圧計用基準圧力計については、本体の見やすい箇所		
八 十 [略]		
二・三 [略]		
(基準器検査証印の有効期間)		
第二十一条 法第百四条第二項の経済産業省令で定める基準器検査証印の有効期間は、次の表の上欄に掲げる基準器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		
基準器の種類	有効期間	
一・二 [略]	[略]	
三 温度基準器	五年	
[新設]	[新設]	
[新設]	[新設]	
四 六 [略]	[略]	
七 圧力基準器		
イ [略]	[略]	
ロ 血圧計用基準圧力計	一年	
八 十二 [略]	[略]	

第四章 温度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 基準ガラス製温度計

(表記)

第百十一条 基準ガラス製温度計の主な目盛線には、その表す温度の値が表記されていなければならない。

(目盛標識)

第百十二条 基準ガラス製温度計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質が均一でなければならない。

2 基準ガラス製温度計の目盛線は、その中心線によって温度を表すように付されていなければならない。

3 基準ガラス製温度計の目盛線は、その太さが目幅の五分の一以下でなければならない。

4 基準ガラス製温度計の目盛線は、基準ガラス製温度計を鉛直の状態にし、かつ、感温液の液面の位置までその目盛線が表す温度に保ったときに、その位置によって付されていなければならない。

5 基準ガラス製温度計は、零下五十六度から三百六十五度までのうち、一定の範囲の温度を表す目盛線が付されたものであって、かつ、零度の温度を表す目盛線が付されたものでなければならない。

6 基準ガラス製温度計は、零度の温度を表す目盛線の上下に、その目盛線に連続して、当該基準ガラス製温度計の最小の目量の目盛線が三本以上ずつ付されたものでなければならない。

7 基準ガラス製温度計の目幅は、棒状の基準ガラス製温度計にあつては〇・五ミリメートル以上、二重管の基準ガラス製温度計にあつては〇・四ミリメートル以上でなければならない。

第百十二条の二 基準ガラス製温度計のうち、感温液が水銀又は水銀アマルガム(以下この章において「水銀等」という。)であるもの(以下この章において「基準水銀温度計」という。)の目盛線は、液面の最上部による示度により付されていなければならない。

2 基準水銀温度計は、最小の目量が〇・五度、〇・一度、〇・二度、〇・五度又は一度のものでなければならない。

第百十二条の三 基準ガラス製温度計であつて、感温液が水銀等以外の液体であるもの(以下この章において「基準液体温度計」という。)の目盛線は、液面の最下部による示度により付されていなければならない。

2 基準液体温度計は、目量が〇・五度又は一度のものでなければならない。

(材質)

第百十三条 基準ガラス製温度計に使用されているガラスは、アルカリが遊離し難く、かつ、経年変化をし難いものでなければならない。

第百十四条 基準水銀温度計に封入されている水銀等は、不純物を含有していないものでなければならない。

(機構及び作用)

第百十五条 基準ガラス製温度計のガラスの部分は、継ぎ目の不完全、気泡、傷及びひずみ等があるため、通常の使用状態において、破損するおそれがあるものであってはならない。

2 基準ガラス製温度計のガラスの部分の長さは、七十センチメートル以下でなければならない。

3 基準ガラス製温度計の形状は、直線状でなければならない。

4 基準ガラス製温度計は、浸線(計るべき温度を保たなければならない部分を表示する線その他のものをいう。)が付されたものであってはならない。

第四章 温度基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

第一款 通則

(表記)

第百十一条 温度基準器の主な目盛線には、その表す温度の値が表記されていなければならない。

(目盛標識)

第百十二条 温度基準器の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質が均一でなければならない。

2 温度基準器の目盛線は、その中心線によって温度を表すように付されていなければならない。

3 温度基準器の目盛線は、その太さが目幅の五分の一以下でなければならない。

4 温度基準器の目盛線は、温度基準器を鉛直の状態にし、かつ、感温液の液面の位置までその目盛線が表す温度に保ったときに、その位置によって付されていなければならない。

5 温度基準器の目盛線は、感温液が水銀又は水銀アマルガム(以下「水銀等」という。)であるときは、液面の最上部による示度により付されていなければならない。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(材質)

第百十三条 温度基準器に使用されているガラスは、アルカリが遊離し難く、かつ、経年変化をし難いものでなければならない。

第百十四条 感温液が水銀等である温度基準器(以下この章において「基準水銀温度計」という。)に封入されている水銀等は、不純物を含有していないものでなければならない。

(機構)

第百十五条 温度基準器のガラスの部分は、継ぎ目の不完全、気泡、傷及びひずみ等があるため、通常の使用状態において、破損するおそれがあるものであってはならない。

2 温度基準器のガラスの部分の長さは、七十センチメートル以下でなければならない。

3 温度基準器の形状は、直線状でなければならない。

4 温度基準器は、浸線(計るべき温度を保たなければならない部分を表示する線その他のものをいう。)が付されたものであってはならない。

5 基準ガラス製温度計の感温液は、一本の毛細管に入っていないなければならない。

6 基準ガラス製温度計は、毛細管の内壁が著しく汚れ、毛細管の補球部に示度に影響を及ぼす程度の量の感温液が付着し、又は毛細管内に水分、空気及びちり等を含んでいること等のため、温度を計るときに、感温液の液切れ又は誤差を生ずるものであってはならない。

7 基準ガラス製温度計は、温度を計るときに、感温液の移動が円滑であるものでなければならぬ。

8 基準ガラス製温度計は、ガラス管が異常反射するもの、二重管のものにあつては、その毛細管若しくは目盛板が著しく動くもの、又はその外管に水及びちり等が入っていること等のため、示度の読み取り難いもの若しくは示度を読み取る際に誤認のおそれがあるものであってはならない。

第百十五條の二 基準液体温度計に封入されている液体が染料により着色されているときは、その染料は、容易にたい色し、又は沈でんしないものでなければならぬ。

第百十五條の三 基準液体温度計は、計ることができる最高の温度が五十度以下のものでなければならぬ。

第百十五條の四 目量が〇・二度以下の基準ガラス製温度計は、常温に三日以上放置した後に零度の温度を計ったときの示度と、百度の温度（計ることができる最高の温度が百度未満のときは、計ることができる最高の温度の絶対値が計ることができる最低の温度の絶対値より大きいか又は等しい場合にあつては、計ることができる最高の温度、それ以外の場合にあつては、計ることができる最低の温度）に三十分間保った直後に零度の温度を計ったときの示度との差が〇・〇八度を超えるものであってはならない。

第百十五條の五 基準ガラス製温度計は、三十分間以上計ることができる最高又は最低の温度に近い温度に保った後八時間以内に零度の目盛線における器差の検査を行ったときの器差と、再び三十分間以上計ることができる最高又は最低の温度に保った後八時間以内に零度の目盛線における器差の検査を行ったときの器差との差が、基準器公差の二分の一以下のものでなければならぬ。

第百十五條の六 基準ガラス製温度計は、計ることができる最低の温度に保ったときに、感温液の移動が円滑でないため、示度の読み取り難いもの又は容易に誤差が生ずるものであってはならない。

第百十五條の七 基準ガラス製温度計は、計ることができる最高の温度に保ったときに、感温液の沸騰、酸化、蒸発、凝結若しくは気泡の発生又は球部の変形等が生ずるため、示度の読み取り難いもの又は容易に液切れ若しくは誤差が生ずるおそれがあるものであってはならない。

第百十五條の八 二重管の基準ガラス製温度計は、外管の頭部が溶接されたものでなければならぬ。

（留点）  
第百十六條 基準ガラス製温度計は、留点があるものであってはならない。

（表記）  
第二款 体温計用基準電気式温度計

第百十七條 体温計用基準電気式温度計の表記事項は、日本産業規格 T 1140（2024）附属書による。

5 温度基準器の感温液は、一本の毛細管に入っていないなければならない。

6 温度基準器は、毛細管の内壁が著しく汚れ、毛細管の補球部に示度に影響を及ぼす程度の量の感温液が付着し、又は毛細管内に水分、空気及びちり等を含んでいること等のため、温度を計るときに、感温液の液切れ又は誤差を生ずるものであってはならない。

7 温度基準器は、温度を計るときに、感温液の移動が円滑であるものでなければならぬ。

8 温度基準器は、ガラス管が異常反射するもの、二重管のものにあつては、その毛細管若しくは目盛板が著しく動くもの、又はその外管に水及びちり等が入っていること等のため、示度の読み取り難いもの若しくは示度を読み取る際に誤認のおそれがあるものであってはならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

（留点）  
第百十六條 温度基準器は、留点があるものであってはならない。

（目盛標識）  
第二款 基準ガラス製温度計

第百十七條 基準ガラス製温度計は、零下五十六度から三百六十五度までのうち、一定の範囲の温度を表す目盛線が付されたものであって、かつ、零度の温度を表す目盛線が付されたものでなければならぬ。

2 基準ガラス製温度計は、零度の温度を表す目盛線の下に、その目盛線に連続して、当該基準ガラス製温度計の最小の目量の目盛線が三本以上ずつ付されたものでなければならぬ。

3 基準ガラス製温度計の目幅は、棒状の基準ガラス製温度計にあつては〇・五ミリメートル以上、二重管の基準ガラス製温度計にあつては〇・四ミリメートル以上でなければならない。

(機構及び作用)

第百十八条 体温計用基準電気式温度計の機構及び作用は、日本産業規格 T 一一四〇二〇二四(附属書による)。

第百十九条から第百三十条まで 削除

第二節 基準器公差

(基準ガラス製温度計の基準器公差)

第百三十一条、第百三十三条 [略]

(体温計用基準電気式温度計の基準器公差)

第百三十三条の二 体温計用基準電気式温度計の基準器公差は、日本産業規格 T 一一四〇二〇二四(附属書による)。

第百十八条 基準ガラス製温度計のうち、基準水銀温度計は、最小の目量が〇・〇五度、〇・一度、〇・二度、〇・五度又は一度のものでなければならない。

第百十九条 基準ガラス製温度計であつて、感温液が水銀等以外の液体であるもの(以下この章において「基準液体温度計」という。)の目盛線は、液面の最下部による示度により付されていなければならない。

2 基準液体温度計は、目量が〇・五度又は一度のものでなければならない。  
(機構及び作用)

第百二十条 基準液体温度計に封入されている液体が染料により着色されているときは、その染料は、容易にたい色し、又は沈でないものでなければならない。

第百二十一条 基準液体温度計は、計ることができる最高の温度が五十度以下のものでなければならない。

第百二十二条 目量が〇・二度以下の基準ガラス製温度計は、常温に三日以上放置した後に零度の温度を計ったときの示度と、百度の温度(計ることができる最高の温度が百度未満のときは、計ることができる最高の温度の絶対値が計ることができる最低の温度の絶対値より大きい)又は等しい場合にあつては、計ることができる最高の温度、それ以外の場合にあつては、計ることができる最低の温度)に三十分間保つた直後に零度の温度を計ったときの示度との差が〇・八度を超えるものであつてはならない。

第百二十三条 基準ガラス製温度計は、三十分間以上計ることができる最高又は最低の温度に近い温度に保つた後八時間以内に零度の目盛線における器差の検査を行ったときの器差と、再び三十分間以上計ることができる最高又は最低の温度に保つた後八時間以内に零度の目盛線における器差の検査を行ったときの器差との差が、基準器公差の二分の一以下のものでなければならない。

第百二十四条 基準ガラス製温度計は、計ることができる最低の温度に保つたときに、感温液の移動が円滑でないため、示度の読み取り難いもの又は容易に誤差が生ずるものであつてはならない。

第百二十五条 基準ガラス製温度計は、計ることができる最高の温度に保つたときに、感温液の沸騰、酸化、蒸発、凝結若しくは気泡の発生又は球部の変形等が生ずるため、示度の読み取り難いもの又は容易に液切れ若しくは誤差が生ずるおそれがあるものであつてはならない。

第百二十六条 二重管の基準ガラス製温度計は、外管の頭部が溶接されたものでなければならない。

第百二十七条から第百三十条まで 削除

第二節 基準器公差

(温度基準器の基準器公差)

第百三十一条、第百三十三条 [略]

[新設]

第三節 検査方法

第一款 基準ガラス製温度計

(機構及び作用の検査)

第三百三十五条 基準ガラス製温度計が第百十五條の四の規定に適合するかどうかの検査は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

第三百三十六條 基準ガラス製温度計が第百十五條の五の規定に適合するかどうかの検査は、計ることができる最高の温度が三百度未満のものについては、必要がないと認めるときは、省略することができる。

第三百三十七條 三百度を超える目盛線がある基準ガラス製温度計については、器差の検査を行う前に、二時間以上その計ることができる最高の温度に近い温度に保った後に、第百二十五條の七の規定に適合するかどうかの検査を行う。

(器差の検査)

第三百三十八條 基準ガラス製温度計の器差の検査は、計ることができる最高の温度、計ることができる最低の温度及び零度を表す目盛線並びに任意の一以上の目盛線について行う。ただし、計ることができる最高又は最低の温度を表す目盛線についての器差の検査が困難なときは、できるだけそれに近い目盛線について行う。

第三百三十九條 基準ガラス製温度計の器差の検査は、検査を行う直前に三十分間以上計ることができる最高の温度に保った後に、零度の目盛線について行い、その後計ることができる最低の温度を表す目盛線から始めて順次高い温度を表す目盛線について行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第三百四十條 基準ガラス製温度計の器差の検査は、検査槽を使用して行う。ただし、空気を飽和している水及び水の平衡温度を用いて検査を行う場合は、この限りでない。

第三百四十二條 基準ガラス製温度計の器差の検査は、検査槽を使用するときは、特定標準器等及び検査を行う基準ガラス製温度計の温度を感じる速さに応じ、検査槽の温度が検査に必要な一定の温度に保たれる状態又は極めて緩やかに上昇する状態において行う。

第三百四十三條 基準ガラス製温度計の器差の検査は、検査槽内を液体をかくはんして、液体の各部の温度が常に均一であるようにして行う。

第三百四十四條 基準ガラス製温度計の器差の検査を行うときは、検査を行う基準ガラス製温度計の目盛線を、目盛線が付されている面に視線が垂直になる位置に置いて、その正面から示度を視定する。

第三百四十五條 基準ガラス製温度計の器差の検査は、感温液が水銀等であるときは液面の最上部において、水銀等以外の液体であるときは液面の最下部において行う。

第三百四十六條 基準ガラス製温度計の器差の検査は、検査を行うべき温度を表す目盛線まで同一の温度とした状態で行う。ただし、検査槽の構造その他のやむを得ない事由があるため、目盛線まで同一の温度とすることができないときは、この限りでない。

第三百四十七條 前条ただし書の規定により、基準ガラス製温度計の器差の検査を目盛線まで同一の温度としないで行ったときは、次の式により算出される値又は次項に規定する方法で実測された補正值により補正する。

補正值 = n(T - t)K

nは、露出部(検査を行う目盛線とそれに対応する温度に保った箇所との間の部分)をいう。以下この条において同じ。の長さをその目盛面における一度に相当する長さで除した値 Tは、検査槽の温度

第三節 検査方法

〔新設〕

(機構及び作用の検査)

第三百三十五条 基準ガラス製温度計が第百二十二條の規定に適合するかどうかの検査は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

第三百三十六條 基準ガラス製温度計が第百二十三條の規定に適合するかどうかの検査は、計ることができる最高の温度が三百度未満のものについては、必要がないと認めるときは、省略することができる。

第三百三十七條 三百度を超える目盛線がある基準ガラス製温度計については、器差の検査を行う前に、二時間以上その計ることができる最高の温度に近い温度に保った後に、第百二十五條の七の規定に適合するかどうかの検査を行う。

(器差の検査)

第三百三十八條 温度基準器の器差の検査は、計ることができる最高の温度、計ることができる最低の温度及び零度を表す目盛線並びに任意の一以上の目盛線について行う。ただし、計ることができる最高又は最低の温度を表す目盛線についての器差の検査が困難なときは、できるだけそれに近い目盛線について行う。

第三百三十九條 温度基準器の器差の検査は、検査を行う直前に三十分間以上計ることができる最高の温度に保った後に、零度の目盛線について行い、その後計ることができる最低の温度を表す目盛線から始めて順次高い温度を表す目盛線について行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第三百四十條 温度基準器の器差の検査は、検査槽を使用して行う。ただし、空気を飽和している水及び水の平衡温度を用いて検査を行う場合は、この限りでない。

第三百四十二條 温度基準器の器差の検査は、検査槽を使用するときは、特定標準器等及び検査を行う温度基準器の温度を感じる速さに応じ、検査槽の温度が検査に必要な一定の温度に保たれる状態又は極めて緩やかに上昇する状態において行う。

第三百四十三條 温度基準器の器差の検査は、検査槽を使用するときは、検査槽内を液体をかくはんして、液体の各部の温度が常に均一であるようにして行う。

第三百四十四條 温度基準器の器差の検査を行うときは、検査を行う温度基準器の目盛線を、目盛線が付されている面に視線が垂直になる位置に置いて、その正面から示度を視定する。

第三百四十五條 温度基準器の器差の検査は、感温液が水銀等であるときは液面の最上部において、水銀等以外の液体であるときは液面の最下部において行う。

第三百四十六條 温度基準器の器差の検査は、検査を行うべき温度を表す目盛線まで同一の温度とした状態で行う。ただし、検査槽の構造その他のやむを得ない事由があるため、目盛線まで同一の温度とすることができないときは、この限りでない。

第三百四十七條 前条ただし書の規定により、温度基準器の器差の検査を目盛線まで同一の温度としないで行ったときは、次の式により算出される値又は次項に規定する方法で実測された補正值により補正する。

補正值 = n(T - t)K

nは、露出部(検査を行う目盛線とそれに対応する温度に保った箇所との間の部分)をいう。以下この条において同じ。の長さをその目盛面における一度に相当する長さで除した値 Tは、検査槽の温度

t は、露出部の平均の温度  
 K は、ガラスに対する感温液の見かけの膨張係数（基準液体温度計にあつては千分の一、基準水銀温度計にあつては六千百分の一）  
 2 補正值を実測する場合は、検査を行うべき温度を表す目盛線まで同一の温度として検査を行った場合に得た器差から、当該基準ガラス製温度計を通常検査を行う露出部の長さに露出させた状態で得た器差を減じて算出する。

**第二款** 体温計用基準電気式温度計  
 （機構及び作用の検査）

**第四百七十七条の二** 体温計用基準電気式温度計の機構及び作用の検査は、日本産業規格 T 一一四〇（二〇二四）（二〇二四）附属書による。

**第四百七十七条の三** 体温計用基準電気式温度計の器差の検査は、日本産業規格 T 一一四〇（二〇二四）附属書による。

**第八章** 圧力基準器  
**第一節** 構造に係る技術上の基準  
**第三款** 基準電気式圧力計

（表記）

**第三百九条の二** 基準電気式圧力計の表記事項は、日本産業規格 B 七五〇五―二（二〇二二）附属書による。

**第三百九条の三** 基準電気式圧力計の機構及び作用は、日本産業規格 B 七五〇五―二（二〇二二）附属書による。

**第四款** 血圧計用基準圧力計  
 （表記）

**第三百九条の四** 血圧計用基準圧力計の表記事項は、日本産業規格 T 一一一五（二〇二三）附属書による。

**第三百九条の五** 血圧計用基準圧力計の機構及び作用は、日本産業規格 T 一一一五（二〇二三）附属書による。

**第二節** 基準器公差  
 （基準電気式圧力計の基準器公差）

**第三百十一条の二** 基準電気式圧力計の基準器公差は、日本産業規格 B 七五〇五―二（二〇二二）附属書による。

**第三百十一条の三** 血圧計用基準圧力計の基準器公差は、日本産業規格 T 一一一五（二〇二三）附属書による。

**第三節** 検査方法  
**第一款** 通則

（検査の条件）

**第三百十二条** 基準液柱型圧力計及び基準重錘型圧力計の検査は、当該基準液柱型圧力計及び基準重錘型圧力計を水平に設置した後に、常温で行う。

2 基準電気式圧力計の検査の条件は、日本産業規格 B 七五〇五―二（二〇二二）附属書による。  
 3 血圧計用基準圧力計の検査の条件は、日本産業規格 T 一一一五（二〇二三）附属書による。

t は、露出部の平均の温度  
 K は、ガラスに対する感温液の見かけの膨張係数（基準液体温度計にあつては千分の一、基準液体温度計以外の温度基準器にあつては六千百分の一）  
 2 補正值を実測する場合は、検査を行うべき温度を表す目盛線まで同一の温度として検査を行った場合に得た器差から、当該温度基準器を通常検査を行う露出部の長さに露出させた状態で得た器差を減じて算出する。

〔新設〕

**第四百七十七条の二** 体温計用基準電気式温度計の機構及び作用の検査は、日本産業規格 T 一一四〇（二〇二四）（二〇二四）附属書による。

**第四百七十七条の三** 体温計用基準電気式温度計の器差の検査は、日本産業規格 T 一一四〇（二〇二四）附属書による。

**第八章** 圧力基準器  
**第一節** 構造に係る技術上の基準  
 〔新設〕  
**第三款** 基準電気式圧力計

〔新設〕  
**第三百九条の二** 基準電気式圧力計の表記事項は、日本産業規格 B 七五〇五―二（二〇二二）附属書による。

〔新設〕  
**第三百九条の三** 基準電気式圧力計の機構及び作用は、日本産業規格 B 七五〇五―二（二〇二二）附属書による。

〔新設〕  
**第三百九条の四** 血圧計用基準圧力計の表記事項は、日本産業規格 T 一一一五（二〇一八）附属書による。

〔新設〕  
**第三百九条の五** 血圧計用基準圧力計の機構及び作用は、日本産業規格 T 一一一五（二〇一八）附属書による。

〔新設〕  
**第二節** 基準器公差  
 （基準電気式圧力計の基準器公差）

**第三百十一条の二** 基準電気式圧力計の基準器公差は、日本産業規格 B 七五〇五―二（二〇二二）附属書による。

**第三百十一条の三** 血圧計用基準圧力計の基準器公差は、日本産業規格 T 一一一五（二〇一八）附属書による。

**第三節** 検査方法  
**第一款** 通則

〔新設〕  
**第三百十二条** 圧力基準器（血圧計用基準圧力計を除く。）の検査は、当該圧力基準器を水平に設置した後に、常温で行う。

2 血圧計用基準圧力計の検査の条件は、日本産業規格 T 一一一五（二〇一八）附属書による。

第四款 基準電気式圧力計

(機構及び作用の検査)

第三百十七条の二 基準電気式圧力計の機構及び作用の検査は、日本産業規格B七五〇五―二(二〇二二) 〇二二) 附属書による。

(器差の検査)

第三百十七条の三 基準電気式圧力計の器差の検査は、日本産業規格B七五〇五―二(二〇二二) 附属書による。

第五款 血圧計用基準圧力計

(機構及び作用の検査)

第三百十七条の四 血圧計用基準圧力計の機構及び作用の検査は、日本産業規格T二二二五(二〇二二) 〇二二) 附属書による。

(器差の検査)

第三百十七条の五 血圧計用基準圧力計の器差の検査は、日本産業規格T二二二五(二〇二二) 附属書による。

別表(第二十四条関係)

〔略〕	〔略〕
基準ガラス製温度計(体温計に使用するものを除く。)	〔略〕
体温計に使用する基準ガラス製温度計	〔略〕
体温計用基準電気式温度計	零度を含む一度(この表す量のうち、五箇所以内の表す量)
〔略〕	〔略〕
基準重錘型圧力計	〔略〕
基準電気式圧力計	任意の四箇所以内の表す量
血圧計用基準圧力計	任意の七箇所以上の表す量
〔略〕	〔略〕
液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計	〔略〕
〔略〕	〔略〕

〔削る〕

備考 表中の「」は注記である。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第四款 血圧計用基準圧力計

(機構及び作用の検査)

第三百十七条の二 血圧計用基準圧力計の機構及び作用の検査は、日本産業規格T二二二五(二〇一八) 〇一八) 附属書による。

(器差の検査)

第三百十七条の三 血圧計用基準圧力計の器差の検査は、日本産業規格T二二二五(二〇一八) 附属書による。

別表(第二十四条関係)

〔略〕	〔略〕
温度基準器(体温計に使用するものを除く。)	〔略〕
体温計に使用する温度基準器	〔略〕
〔新設〕	〔新設〕
〔略〕	〔略〕
基準重錘型圧力計	〔略〕
〔新設〕	〔新設〕
血圧計用基準圧力計	任意の三箇所以内の表す量
〔略〕	〔略〕
液化石油ガス用浮ひよう型密度計	〔略〕
〔略〕	〔略〕

備考 温度基準器、密度基準器、濃度基準器及び比重基準器については、特別の理由があると認めるときは、右に掲げる箇所以外の箇所についての器差を記載することができる。

第三條 指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（検査方法等）</p> <p><b>第七條</b> 法第九十五条第二項の経済産業省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 製造されるすべての特定計量器について法第七十一条第三項の経済産業省令で定める方法により器差の検査を行い、法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差を超えないことを確認すること。</p> <p>三 七 〔略〕</p>	<p>（検査方法等）</p> <p><b>第七條</b> 法第九十五条第二項の経済産業省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 製造されるすべての特定計量器について器差の検査を行い、法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差を超えないことを確認すること。</p> <p>三 七 〔略〕</p>

備考 表中の「」は注記である。

（計量法関係手数料規則の一部改正）

第四條 計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																																		
<p>別表第一の二（第四条第二項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>一 十 〔略〕</td> <td>特 定 計 量 器</td> <td>一件についての金額</td> </tr> <tr> <td>十一 削除 〔削る〕</td> <td></td> <td>〔削る〕</td> </tr> <tr> <td>十二 十四 〔略〕</td> <td></td> <td>〔削る〕</td> </tr> </table> <p>別表第一の三（第四条第二項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>一 四 〔略〕</td> <td>特 定 計 量 器</td> <td>試験</td> <td>一件についての減ずる金額</td> </tr> <tr> <td>五 騒音計</td> <td></td> <td>1   表示装置試験、アナログ又はデジタル出力試験及び電源試験 2   放射無線周波電磁界イミュニティ試験 3   無線周波電磁界によつて誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験 4   サージイミュニティ試験 5   静圧試験、周囲温度試験、湿度試験及び2から4までに掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験</td> <td>二万五千円 十二万三千円 五万四千四百円 三万八千六百円 五万八千二百円</td> </tr> </table>	一 十 〔略〕	特 定 計 量 器	一件についての金額	十一 削除 〔削る〕		〔削る〕	十二 十四 〔略〕		〔削る〕	一 四 〔略〕	特 定 計 量 器	試験	一件についての減ずる金額	五 騒音計		1   表示装置試験、アナログ又はデジタル出力試験及び電源試験 2   放射無線周波電磁界イミュニティ試験 3   無線周波電磁界によつて誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験 4   サージイミュニティ試験 5   静圧試験、周囲温度試験、湿度試験及び2から4までに掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	二万五千円 十二万三千円 五万四千四百円 三万八千六百円 五万八千二百円	<p>別表第一の二（第四条第二項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>一 十 〔略〕</td> <td>特 定 計 量 器</td> <td>一件についての金額</td> </tr> <tr> <td>十一 騒音計 イ   使用最大周波数が八千ヘルツ以下のもの ロ   使用最大周波数が八千ヘルツを超えるもの</td> <td></td> <td>〔略〕 十六万七千五百円 十七万七千九百円</td> </tr> <tr> <td>十二 十四 〔略〕</td> <td></td> <td>〔略〕</td> </tr> </table> <p>別表第一の三（第四条第二項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>一 四 〔略〕</td> <td>特 定 計 量 器</td> <td>試験</td> <td>一件についての減ずる金額</td> </tr> <tr> <td>〔新設〕</td> <td></td> <td>〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕</td> <td>〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕</td> </tr> </table>	一 十 〔略〕	特 定 計 量 器	一件についての金額	十一 騒音計 イ   使用最大周波数が八千ヘルツ以下のもの ロ   使用最大周波数が八千ヘルツを超えるもの		〔略〕 十六万七千五百円 十七万七千九百円	十二 十四 〔略〕		〔略〕	一 四 〔略〕	特 定 計 量 器	試験	一件についての減ずる金額	〔新設〕		〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕	〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕
一 十 〔略〕	特 定 計 量 器	一件についての金額																																	
十一 削除 〔削る〕		〔削る〕																																	
十二 十四 〔略〕		〔削る〕																																	
一 四 〔略〕	特 定 計 量 器	試験	一件についての減ずる金額																																
五 騒音計		1   表示装置試験、アナログ又はデジタル出力試験及び電源試験 2   放射無線周波電磁界イミュニティ試験 3   無線周波電磁界によつて誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験 4   サージイミュニティ試験 5   静圧試験、周囲温度試験、湿度試験及び2から4までに掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	二万五千円 十二万三千円 五万四千四百円 三万八千六百円 五万八千二百円																																
一 十 〔略〕	特 定 計 量 器	一件についての金額																																	
十一 騒音計 イ   使用最大周波数が八千ヘルツ以下のもの ロ   使用最大周波数が八千ヘルツを超えるもの		〔略〕 十六万七千五百円 十七万七千九百円																																	
十二 十四 〔略〕		〔略〕																																	
一 四 〔略〕	特 定 計 量 器	試験	一件についての減ずる金額																																
〔新設〕		〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕	〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕																																

別表第二(第五条関係)

一・二 [略]	基準器	一個についての金額
三 温度基準器		
イ [略]		
ロ 体温計用基準電気式温度計		十九万七千円
四・五 [略]		
六 圧力基準器		
イ・ロ [略]		
ハ 基準電気式圧力計		三十八万五千七百円
二 [略]		
七・十二 [略]		

別表第三(第五条関係)

一・二 [略]	基準器	一個についての金額
三 温度基準器		
イ 基準ガラス製温度計		[削る]
(1) 計ることができる温度が零下三度を超え百三度以下のもの		三千百円
(2) イに掲げるもの以外のもの		五千六百円
ロ 体温計用基準電気式温度計		三千三百五十円
四・五 [略]		
六 圧力基準器		
イ・ロ [略]		
ハ 基準電気式圧力計		二万六千二百円
二 [略]		
七・十二 [略]		

別表第二(第五条関係)

一・二 [略]	基準器	一個についての金額
三 温度基準器		
イ [略]		
ロ 体温計用基準電気式温度計		[新設]
四・五 [略]		
六 圧力基準器		
イ・ロ [略]		
ハ 基準電気式圧力計		[新設]
二 [略]		
七・十二 [略]		

別表第三(第五条関係)

一・二 [略]	基準器	一個についての金額
三 基準ガラス製温度計		
イ 計ることができる温度が零下三度を超え百三度以下のもの		三千百円
[新設]		[新設]
[新設]		[新設]
ロ イに掲げるもの以外のもの		[新設]
四・五 [略]		
六 圧力基準器		
イ・ロ [略]		
ハ [新設]		[新設]
二 [略]		
七・十二 [略]		

備考 表中の「」は注記である。

(特定計量器検定検査規則の一部改正)

第五条 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)の一部を次のように改正する。

第二百十五号第三号、第二百二十二号第三号、第二百五十五号第三号、第二百五十六号第三号、第二百七十二号第三号、第二百八十二号第三号、第二百八十三号第三号、第二百八十四号第三号及び第二百八十四号の二第三号中「二〇一四」を「二〇二四」に改める。

第五百二十五条第二号、第五百二十七条第二号、第五百三十七条第二号、第五百三十八条第二号、第五百四十四号第二号、第五百四十七号第二号、第五百四十八号第二号、第五百四十九号第二号及び第五百四十九条の二第二号中「二〇一五」を「二〇二二」に改める。  
第五百五十号、第五百五十一条第一号、第五百六十四条第一号、第五百六十五条第一号、第五百七十三号第一号、第五百七十四号第一号、第五百七十五号第一号、第五百七十六号第一号及び第五百七十七号第一号中「二〇一八」を「二〇二三」に改める。

#### 附則

##### (施行期日)

第一条 この省令は、令和七年一月一日から施行する。

##### (抵抗体温計の基準適合義務に係る特例)

第二条 この省令の施行の日前に計量法（以下「法」という。）第七十六条第一項、法第八十一条第一項又は法第八十九条第一項の承認を受けた型式及び同日前に型式の承認の申請をして同日以降に当該型式の承認を受けた型式に属する抵抗体温計についての法第八十条、第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九十五条第一項及び第一百一条第二項の法第七十一条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の経済産業省令で定めるものの規定の適用については、令和七年三月三十一日までは、なお従前の例による。

##### (経過措置)

第三条 特定計量器検定検査規則（以下「旧省令」という。）第五百四十四条第二号に規定する器差検定の方法又は法第九十四条第一項に規定する指定製造事業者（この省令の施行の際現に法第十六条第一項第二号の指定を受けている者に限る。）が行う法第九十五条第二項の検査については、この省令による改正後の特定計量器検定検査規則（以下「新省令」という。）第五百四十四条第二号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三年間は、なお従前の例によることができる。

第四条 旧省令第五百四十九条の二第二号に規定する器差検査の方法又は法第二百二十七条第一項に規定する適正計量管理事業所（この省令の施行の際現に同項の指定を受けている者に限る。）が行う計量法施行規則第七十五条第二項の検査については、新省令第五百四十九条の二第二号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三年間は、なお従前の例によることができる。